



厚生労働省福島労働局発表
平成29年6月30日

担当

福島労働局雇用環境・均等室

室長 佐藤 央子
室長補佐 津田 文治

TEL 024-536-4609

「ハラスメント撲滅キャラバン」を実施します

～平成29年7月1日から平成29年12月28日まで～

福島労働局(局長 島浦幸夫)では、平成29年1月1日から改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法が施行され、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられたことから、その内容について理解を深めることを目的として、平成29年7月1日から平成29年12月28日までの期間、「ハラスメント撲滅キャラバン」を実施します。なお、このキャラバンは全国の労働局で一斉に展開されます。

具体的には、「ハラスメント撲滅キャラバン」の一環として事業主等を対象とした説明会を実施するほか、働く方や企業の担当者からの相談に対応する「ハラスメント特別相談窓口」を開設します。

■ ハラスメント撲滅キャラバンの内容 ■

1 説明会の開催

県内4会場で、事業主・人事労務担当者向けに、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策を含む説明会「魅力ある職場づくり推進セミナー2017」を開催します。

開催日	会場	場所	開催時間
7月10日(月)	いわき新舞子ハイツ	いわき市平下高久字南谷地 16-4	13:30～16:00 ※ 各会場とも定員になり次第 締め切ります
7月18日(火)	ビッグパレットふくしま	郡山市南二丁目 52	
7月25日(火)	アピオスペース	会津若松市インター西 90	
8月 3日(木)	ホテル福島グリーンパレス	福島市太田町 13-53	

2 ハラスメント特別相談窓口

働く方や事業主等が相談できる「ハラスメント特別相談窓口」を開設し、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど幅広く相談を受け付けます。

名 称	電話番号	受付時間
フリーダイヤル(労働者専用)	0800-8004611	月曜～金曜 8時30分～ 17時15分
福島労働局雇用環境・均等室	024-536-4609	
県内各総合労働相談コーナー		月曜～金曜 9時00分～ 16時30分 ※祝日は除く
福島労働基準監督署内	024-536-4610	
郡山	024-922-1370	
いわき	0246-23-2255	
会津	0242-26-6494	
白河	0248-24-1391	
須賀川	0248-75-3519	
喜多方	0241-22-4211	
相馬	0244-36-4175	
富岡	0240-28-0170	

福島労働局では、県内の労働相談窓口にて
ハラスメント特別相談窓口を開設しました！

期間：平成29年7月1日～平成29年12月28日

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら
「他の人を雇うので早めに
辞めてもらうしかない」と
言われた。

育児短時間勤務をしていたら
同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」
と何度も言われ、精神的に非
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等
に関するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護
休業等に関するハラスメント
の防止措置は、会社としてな
にをすればよいのだろう。

**上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する
ハラスメントの防止措置について**

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられました。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

○ **妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります**
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

○ **育児や介護のためのさまざまな制度は、男性・女性を問わず取得することができます**

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止*されています。**

相談して
ください!

福島労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!



Q. どのような相談ができますか?

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか?

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか?

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

福島労働局 ハラスメント特別相談窓口

働く方や事業主等が相談できる「ハラスメント特別相談窓口」を開設し、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの相談を中心に受け付けます。

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

名 称	電 話 番 号	受付時間
フリーダイヤル(労働者専用)	0800-8004611	月曜～金曜 8時30分～ 17時15分
福島労働局雇用環境・均等室	024-536-4609	
県内各総合労働相談コーナー		月曜～金曜 9時00分～ 16時30分 ※祝日は除く
福 島 労働基準監督署内	024-536-4610	
郡 山 "	024-922-1370	
いわき "	0246-23-2255	
会 津 "	0242-26-6494	
白 河 "	0248-24-1391	
須賀川 "	0248-75-3519	
喜多方 "	0241-22-4211	
相 馬 "	0244-36-4175	
富 岡 "	0240-28-0170	



福島労働局 雇用環境・均等室

〒960-8021 福島市霞町1-46

電話 024-536-4609 FAX 024-536-4658